

虐待防止に関する指針

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

社会福祉法人茂原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、虐待は人権の侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止に関する法令等に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為はいずれも行いません。

（１）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、その他正当な理由なく身体を拘束すること。

（２）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（３）介護や世話の放棄・放置（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（４）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（５）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止のための具体的な取組み及び職務等

（１）倫理綱領、行動指針の作成

本会職員が遵守すべき指針等を整備

（２）虐待防止責任者の配置

【事務局長】

- ・虐待防止のための規定の制定及び関係規定遵守の徹底・確認
- ・虐待発生時における虐待内容・原因の掌握、必要に応じた市町村虐待防止担当部署等への報告
- ・行政による虐待の事実確認調査等への協力
- ・虐待を受けた旨の通報をした利用者、その家族、職員等（以下「虐待通報者」という。）、虐待を行った職員への対応の統括

- ・虐待解決後の虐待通報者、虐待防止委員会及び市町村虐待防止担当部署等への報告
- ・虐待再発防止に係る対応策の策定並びに職員への指示及び指導

(3) 虐待防止マネージャーの配置 【各所属に配置】

- ・各所属における虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進
- ・通報内容の事実確認、関係者の聴取及びその記録
- ・虐待発生時における虐待内容及び原因の精査、虐待防止責任者への報告
- ・虐待発生時における虐待解決及び再発防止のための協議
- ・虐待通報者への虐待解決へ向けた説明、その他の対応
- ・虐待を行った職員への指導、教育、その他の対応
- ・虐待解決後の虐待防止責任者への報告
- ・虐待再発防止に係る対応策の実施、職員への指導

(4) 虐待防止担当者の配置 【各所属に配置】

- ・虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進
- ・虐待通報の受付
- ・通報内容の事実確認、関係者の聴取及びその記録
- ・虐待発生時における虐待内容及び原因の調査並びにその記録、虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーへの報告
- ・虐待発生時における虐待解決及び再発防止のための協議
- ・虐待通報者への虐待解決へ向けた説明、その他の対応
- ・虐待解決後の虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーへの報告
- ・虐待再発防止に係る対応策の実施、職員への指導

(5) 虐待防止委員会の設置 【15名以内で組織】

- ・委員は、15名以内で組織し、虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、虐待防止担当で構成
- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待（困難事例）発生後の虐待解決と再発防止のための協議
- ・身体拘束等の適正化について など

*委員会での協議内容は、議事録を作成し保管するほか、その結果について職員に周知徹底します。

(6) 虐待に関する相談窓口の設置

- ・各所属、事業所ごとに虐待について相談できる担当窓口を設置

- ・虐待通報者の満足する解決が困難な場合は、本会及び市町村苦情相談窓口並びに千葉県運営適正化委員会の紹介など必要な対応を行います。

3. 虐待防止のための研修

- (1) 虐待等の防止に関する知識を普及・啓発するため、職員に対し、研修を実施します。
- (2) 虐待防止に関する研修は、次に定める内容等について定期的に実施し、その内容については記録（実施日、実施場所、研修内容、参加者）を保管します。
 - ・倫理綱領や指針の徹底、事例研究
 - ・虐待防止、権利擁護、成年後見制度に関する研修
 - ・障害特性への理解や援助技術を高めるための研修
 - ・職員のメンタルヘルスのための研修
- (3) 新規採用時には、必ず虐待防止のための研修を実施します。

4. 虐待の通報及び発見があった場合の対応

- (1) 虐待通報者から虐待の通報があるときは、本会虐待防止に関する要綱に基づき対応します。
- (2) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、虐待防止担当者、虐待防止マネージャー及び虐待防止責任者に通報し、厳正に対処します。

5. 虐待等が発生した場合の対応

- (1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案が発生した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、虐待等の事実確認を行います。
- (2) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、誠意ある対応や説明責任を果たすなど、速やかに組織的な対応に努めるとともに、市町村へ虐待の通報をします。
- (3) 行政による虐待の事実確認調査等には、積極的に協力します。
- (4) 虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、再発防止策を協議し、職員に周知します。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、適切な相談窓口を案内する等の支援を行います。

7. 苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談を受付けた苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払うとともに、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 本指針の閲覧

本指針は、全ての利用者や職員が閲覧できるように施設内に掲示するほか、いつでも閲覧できるよう本会ホームページに掲載します。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。